

第四次環境基本計画の第 4 回点検に係る重点検討項目（案）

重点点検分野名：生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

重点検討項目①	生物多様性の主流化に向けた取組の強化
関係府省	環境省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
検討内容の詳細	<p>生物多様性の社会への浸透を図り、主流化を進めるためには、生物多様性及び生態系サービスの価値評価に向けた検討を進めるとともに、生物多様性に配慮した事業活動の推進に向けた取組や経済的手法も含めた推進方策について検討を進める必要がある。また、広報・教育・普及啓発や生物多様性に配慮した製品などの普及等を進めることも重要である。</p> <p>このような観点から、以下の項目について検討を行う。</p> <p>a) <u>生物多様性及び生態系サービスの価値評価に関する取組</u> 【内閣府、環境省、農林水産省、国土交通省など】</p> <p>b) <u>生物多様性に配慮した事業活動の推進や経済的手法も含めた主流化の推進のための取組</u> 【環境省、農林水産省など】</p> <p>c) <u>広報・教育・普及啓発や生物多様性に配慮した製品などの普及等による個人のライフスタイルの転換に向けた取組</u> 【環境省、農林水産省、国土交通省など】</p>
重点検討項目②	生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理と生態系サービスの利用
関係府省	環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省
検討内容の詳細	<p>生物多様性の保全と持続可能な利用の観点から国土の保全管理を進めるためには、国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けて、国土全体にわたって生物多様性の保全上重要な地域や脆弱な自然環境の保全、都市の緑地の保全を図るとともに、過去に損なわれた生態系等の自然環境の再生を推進する必要がある。</p> <p>また、将来にわたって自然からの恵み（＝生態系サービス）を享受することができるよう、生態系が有する防災・減災機能の活用や再生可能エネルギーの利用、生物多様性に配慮した農林水産業の振興等を促進する必要がある。</p> <p>このような観点から、以下の項目について検討を行う。</p> <p>a) <u>国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた生物多様性の保全上重要な地域等の保全・再生に向けた取組</u> 【環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省など】</p> <p>b) <u>生態系が有する防災・減災機能の活用や再生可能エネルギーの利用、生物多様性に配慮した農林水産業の振興等の生態系サービスの持続的利用を促進するための取組</u> 【環境省、農林水産省、国土交通省など】</p>

重点検討項目③	野生生物の保護管理と外来種対策の加速
関係府省	環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省
検討内容の詳細	<p>野生生物の適切な保護管理を強化するため、近年、ニホンジカやイノシシなど急速に生息数が増加するとともに生息域が拡大している一部の鳥獣については、抜本的な鳥獣捕獲対策等、科学的・計画的な保護及び管理が必要である。</p> <p>絶滅のおそれのある野生生物種については、陸域のみでなく海域のレッドリストを作成するとともに、種の保存法に基づく保全対策等の強化を多様な主体と連携しながら進める必要がある。</p> <p>外来種については、既に国内に侵入し生態系に悪影響を及ぼしている外来種の防除のほか、近年国内に侵入した外来種の緊急的な対応も必要である。</p> <p>このような観点から、以下の項目について検討を行う。</p> <p>a) 野生鳥獣の保護及び管理の推進に向けた取組 【環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省】</p> <p>b) 絶滅のおそれのある野生生物種の保全に向けた取組 【環境省、農林水産省など】</p> <p>c) 防除の優先度の高い外来種の制御または根絶に向けた取組 【環境省、農林水産省など】</p>